

一、最新中国法令

● 关于推进土地节约集约利用的指导意见

【发布单位】国土资源部
【发布文号】国土资发〔2014〕119号
【发布日期】2014-09-12
【实施日期】2014-09-12（有效期8年）
【内容提要】该意见要求严格用地规模管控、优化开发利用格局、健全用地控制标准、发挥市场机制作用等。其中包括：

- 严格执行依法收回闲置土地或征收土地闲置费的规定，加快闲置土地的认定、公示和处置。
- 完善用地激励和约束机制，严禁为产能严重过剩行业新增产能项目提供用地，促进落后产能淘汰退出和企业兼并重组。
- 在用地批准文件、出让合同、划拨决定书等法律文本中，明确用地标准的控制性要求，加强土地使用标准执行的监督检查。
- 完善工业用地出让最低价标准相关实施政策，建立有效调节工业用地和居住用地合理比价机制，提高工业用地价格，优化居住用地和工业用地结构比例。
- 实行新增工业用地弹性出让年期制，重点推行工业用地长期租赁。
- 加快制订有利于节约集约用地的租金标准，根据产业类型和生产经营周期确定各类用地单位的租期和用地量，引导企业减少占地规模，缩短占地年期。
- 对现有工业项目不改变用途前提下提高利用率和新建工业项目建筑容积率超过国家、省、市规定容积率部分的，不再增收土地价款。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/xinwen/2014-09/26/content_2756852.htm

一、最新中国法令

● 土地の節約集約利用の推進に関する指導意見

【発布機関】国土资源部
【発布番号】国土資発〔2014〕119号
【発布日】2014-09-12
【実施日】2014-09-12（有効期間8年）
【概要】本意見は、厳格な土地利用規模の管理・制御、開発・利用のレイアウトの最適化、土地利用制御基準の健全化、市場メカニズムの作用の発揮などを求めている。それには以下の内容が含まれる。

- 法に従った遊休地の回収または土地遊休費の徴収に関する規定を厳格に実施し、遊休地の認定、公示および処理を加速する。
- 土地利用の奨励と拘束のメカニズムを整備し、生産能力過剰の業種の生産施設新規増設プロジェクトに用地を提供することを厳禁し、遅れた生産能力の淘汰・退出と企業の統合再編を推進する。
- 用地許可文書、払下げ契約書、割当決定書などの法律文書において、土地使用基準の拘束性のある要求を明確にし、土地使用基準実施に関する監督検査を強化する。
- 工業用地払下げ最低価格基準の関連実施政策を整備し、工業用地と住宅用地を効果的に調整する合理的なパリティメカニズムを構築し、工業用地の価格を引き上げ、住宅用地と工業用地の構成比率を最適化する。
- 新規工業用地の柔軟性のある払下げ期間制を実施し、工業用地の長期賃借を重点的に推進する。
- 土地利用の節約集約に有利な賃料基準の制定を加速し、産業分類と生産経営周期に基づき各種土地利用者の賃借期間と土地用量を確定し、企業を土地占有規模の縮小、土地占有期間の短縮へと誘導する。
- 既存工業プロジェクトについて用途変更を行わない前提で引き上げた利用率および新規工業プロジェクトの容積率が、国、省、市の定める容積率を上回った部分については、以後、土地代を追加徴収しない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/xinwen/2014-09/26/content_2756852.htm

● 关于公布废止和失效的 34 件外汇管理规范性文件的通知

【发布单位】国家外汇管理局
 【发布文号】汇发〔2014〕44号
 【发布日期】2014-09-22
 【实施日期】2014-09-22
 【内容提要】该通知废止文件 18 件（主要内容被新的规范性文件所代替、与当前管理实际不符）、宣布失效文件 16 件（适用期已过或者调整对象已经消失）。其中包括：

国家外汇管理局关于转发《国务院办公厅关于妥善处理现有保证外方投资固定回报项目有关问题的通知》的通知	汇发 [2002] 105 号
国家外汇管理局综合司关于对外商投资企业将资本金结汇归还人民币贷款行为定性处理的通知	汇综发 [2008] 39 号
国家外汇管理局综合司关于外商投资企业利润汇出相关问题的批复	汇综复 [2013] 110 号
国家外汇管理局关于实施《境内外资银行外债管理办法》有关问题的通知	汇发 [2004] 59 号
国家外汇管理局综合司关于外商投资企业房地产企业外债登记有关问题的批复	汇综复 [2007] 118 号

【法令全文】请点击以下网址查看：
[http://www.safe.gov.cn/...](http://www.safe.gov.cn/)

● 关于促进商贸物流发展的实施意见

【发布单位】商务部
 【发布文号】商流通函〔2014〕790号
 【发布日期】2014-09-22
 【内容提要】该意见提出提高商贸物流的社会化、专业化、标准化、信息化、组织化、国际化水平，落实财税土地政策，加大扶持力度。其中包括：

- 进一步完善外商投资商贸物流领域的法律法规，提高利用外资的质量和水平。
- 除涉及国家安全和重大公共利益外，放开外资准入限制，加快构建统一公平、竞争有序的大市场。
- 继续深化落实第三方物流、物流配送中心、专业批发市场、仓储设施等领域的对外开放政策。
- 鼓励外资参与城市内交通物流体系建设。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/fwzl/201409/20140900742047.shtml>

● 废止および失効した 34 の外貨管理規範性文書の公布に関する通知

【発布機関】国家外貨管理局
 【発布番号】匯発[2014]44号
 【発布日】2014-09-22
 【実施日】2014-09-22
 【概要】本通知は、18 件の文書を廃止し（主な内容は新たな規範性文書により代替されており、現在の管理とは実際に一致しない）、16 件の文書の失効を表明した（適用期間が過ぎているまたは調整対象が既に消失している）。それには以下の文書が含まれる。

「現有の外国側投資の固定報酬を保証したプロジェクトに伴う事項の適切な処理に関する國務院弁公庁の通知」の転送に関する国家外貨管理局の通知	匯發 [2002] 105 号
外商投資企業が資本金を人民元転じて人民元借入金を返済する行為についての定性的処理に関する国家外貨管理局綜合司の通知	匯綜發 [2008] 39 号
外商投資企業利益海外送金関連事項に関する国家外貨管理局綜合司の回答	匯綜復 [2013] 110 号
「国内外資銀行外債管理弁法」の実施に伴う事項に関する国家外貨管理局の通知	匯發 [2004] 59 号
外商投資不動産企業外債登記関連事項に関する国家外貨管理局綜合司の回答	匯綜復 [2007] 118 号

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
[http://www.safe.gov.cn/...](http://www.safe.gov.cn/)

● 商業貿易物流發展の促進に関する實施意見

【発布機関】商務部
 【発布番号】商流通函〔2014〕790号
 【発布日】2014-09-22
 【概要】本意見は、商業貿易物流の社会化、専門化、標準化、情報化、組織化、国際化水準の引き上げ、财税土地政策の貫徹、支援力の強化を提起した。それには以下の内容が含まれる。

- 外国投資家の商業貿易物流分野への投資に関する法令の更なる整備を進め、外資利用の質と水準を引き上げる。
- 国の安全および重大公共利益にかかわる場合を除き、外資参入規制を緩和し、統一的・公平で秩序ある競争の行われる大市場の建設を加速する。
- 第三者物流、物流配送センター、専門卸売市場、倉庫保管施設などの分野における対外開放政策を継続的に浸透させる。
- 都市内部の交通物流システム構築への外資参加を奨励する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/fwzl/201409/20140900742047.shtml>

● 关于印发再制造产品“以旧换再”试点实施有关文件的通知

【发布单位】国家发展和改革委员会办公厅等五部门
 【发布文号】发改办环资〔2014〕2202号
 【发布日期】2014-09-15
 【内容提要】国家发展和改革委员会等部门根据《再制造产品“以旧换再”试点实施方案》，制定了《再制造产品“以旧换再”推广试点企业评审、管理、核查工作办法》和《再制造“以旧换再”产品编码规则》。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/201409/t20140923_626432.html

● 再生製品の「中古製品から再生製品への買い替え」試行実施関連文書の印刷・配布に関する通知

【発布機関】国家発展改革委員会弁公庁などの5部門
 【発布番号】发改弁環資〔2014〕2202号
 【発布日】2014-09-15
 【概要】国家発展改革委員会などの部門は、「再生製品の『中古製品から再生製品への買い替え』試行実施方案」に基づき、「再生製品の『中古製品から再生製品への買い替え』普及試行企業評価審査、管理、検査作業弁法」および「再生製品の『中古製品から再生製品への買い替え』製品コード規則」を制定した。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/201409/t20140923_626432.html

● 关于在中国（上海）自由贸易试验区内暂时调整实施有关行政法规和经国务院批准的部门规章规定的准入特别管理措施的决定

【发布单位】国务院
 【发布文号】国发〔2014〕38号
 【发布日期】2014-09-28
 【内容提要】为适应在中国（上海）自由贸易试验区进一步扩大开放的需要，国务院决定在试验区内暂时调整实施《国际海运条例》、《认证认可条例》、《盐业管理条例》以及《外商投资产业指导目录》、《汽车产业发展政策》、《外商投资民用航空业规定》规定的有关资质要求、股比限制、经营范围等准入特别管理措施。其中包括：

序号	调整实施情况
1	允许外商以独资形式从事国际海运货物装卸、国际海运集装箱站和堆场业务
2	允许外商以合资、合作形式从事公共国际船舶代理业务，外方持股比例放宽至 51%
4	允许外商以独资形式从事盐的批发，服务范围限于试验区内
8	允许外商以独资形式从事主要利用境外木材资源的单条生产线年产 30 万吨及以上规模化学木浆和单条生产线年产 10 万吨及以上规模化学机械木浆以及同步建设的高档纸及纸板生产
20	允许外商以独资形式从事符合欧盟 RoHS 指令的电器触头材料及无 Pb、Cd 的焊料制造
22	允许外商以独资形式从事植物油、食糖、化肥的批发、零售、配送，粮食、棉花的零售、配送，取消门店数量限制

● 中国（上海）自由贸易试验区において関連行政法規および国务院の許可を受けた部門規則で定める参入特別管理措置を一時的に調整実施する旨の決定

【発布機関】国务院
 【発布番号】国発〔2014〕38号
 【発布日】2014-09-28
 【概要】中国（上海）自由貿易試験区の更なる拡大開放の必要に応じるため、国务院は試験区において「国際海運条例」、「認証認可条例」、「塩業管理条例」および「外商投資産業指導目録」、「自動車産業発展政策」、「外商投資民間航空業規定」で定める関連資格要求、持分比率規制、経営範囲などの参入特別管理措置を一時的に調整実施することを決定した。それには以下の内容が含まれる。

番号	調整実施状況
1	外資が独資形式で国際海運貨物積卸、国際海運コンテナターミナルおよびコンテナヤード業務に従事することを認める。
2	外資が合弁、合作形式で公共国際船舶代理業務に従事することを認め、外国側持分比率を 51%まで緩和する。
4	外資が独資形式で塩の卸売に従事することを認め、サービス範囲は試験区内に限定する。
8	外資が独資形式で、主に中国国外の木材資源を利用し、生産ライン 1 本あたり年産 30 万トンおよびそれ以上の規模の化学パルプ、生産ライン 1 本あたり年産 10 万トンおよびそれ以上の規模の化学機械パルプ、ならびに同時に建設する高級紙および板紙の生産に従事することを認める。
20	外資が独資形式で EU の RoHS の指示に合致する電器端子材料および鉛、カドミウムを含まないハンダ材料の製造に従事することを認める。
22	外資が独資形式で植物油、砂糖、化学肥料の卸売、小売、配送、穀物、綿花の小売、配送に従事することを認め、店舗数の規制を廃止する。

23	取消对外商投资邮购和一般商品网上销售的限制
24	允许外商以独资形式从事铁路货物运输业务
25	允许外商以独资形式从事航空运输销售代理业务
26	取消对外商投资房地产中介或经纪公司的限制

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-09/28/content_9096.htm

● **中国（上海）自由贸易试验区反价格垄断工作办法**

【发布单位】上海市发展和改革委员会
【发布文号】沪发改价检〔2014〕3号
【发布日期】2014-09-15
【实施日期】2014-10-15
【内容提要】根据该办法：

- 根据国家发展和改革委员会价格监督检查与反垄断局的授权，上海市价格监督检查与反垄断局承担试验区内各类反价格垄断举报咨询处理、案件调查、认定、处理等职责。
- 该办法还对试验区内反价格垄断的立案与查处、工作机制等进行了规定。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.shdrc.gov.cn/main?main_colid=319&to_p_id=312&main_artid=25037

- 【注】
- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
 - 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

● **国务院部署完善固定资产加速折旧政策、决定进一步开放国内快递市场**

日前召开的**国务院常务会议**，部署完善固定资产加速折旧政策、促进企业技术改造、支持中小企业创业创新，决定进一步开放国内快递市场、推动内外资公平有序竞争。

完善固定资产加速折旧政策	
1.	对所有行业企业 2014 年 01 月 01 日后新购进用于研发的仪器、设备，单位价值不超过 100 万元的，允许一次性计入当期成本费用

23	外资による通信販売および一般商品のオンライン販売に対する規制を廃止する。
24	外資が独資形式で鉄道貨物輸送業務に従事することを認める。
25	外資が独資形式で航空輸送販売代理業務に従事することを認める。
26	外資による不動産仲介またはブローカー会社に対する規制を廃止する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-09/28/content_9096.htm

● **中国（上海）自由贸易试验区价格卡特尔防止作业办法**

【発布機関】上海市发展改革委
【発布番号】滬发改価検〔2014〕3号
【発布日】2014-09-15
【実施日】2014-10-15
【概要】本弁法によると、以下の通りである。

- 国家发展改革委価格監督検査独占禁止局の授權に基づき、上海市価格監督検査独占禁止局は試験区内の各種価格カルテル防止の通報問合せへの対応、事件調査、認定、処理などの職責を負う。
- 本弁法は更に試験区内の価格カルテル防止の立件と取締り、作業体制などについて規定を設けた。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.shdrc.gov.cn/main?main_colid=319&to_p_id=312&main_artid=25037

- 【注】
- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
 - ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

● **国务院が固定資産減価償却加速政策の整備を計画し、国内宅配市場の更なる開放を決定した**

先頃開催された**国务院常务会议**で、固定資産減価償却加速政策の整備、企業技術改造の促進、中小企業創業革新の支援を計画し、国内宅配市場の更なる開放、内外資の公平な秩序ある競争を決定した。

固定資産減価償却加速政策の整備	
1.	全業種において企業が 2014 年 1 月 1 日以降に新規購入した研究開発用計測機器、設備で、単位あたりの価値が 100 万元を超えないものにつ

<p>在税前扣除；超过 100 万元的，可按 60% 比例缩短折旧年限，或采取双倍余额递减等方法加速折旧。</p> <p>2. 对所有行业企业持有的单位价值不超过 5000 元的固定资产，允许一次性计入当期成本费用在税前扣除。</p> <p>3. 对生物药品制造业，专用设备制造业，铁路、船舶、航空航天和其他运输设备制造业，计算机、通信和其他电子设备制造业，仪器仪表制造业，信息传输、软件和信息技术服务业等行业企业 2014 年 01 月 01 日后新购进的固定资产，允许按规定年限的 60% 缩短折旧年限，或采取双倍余额递减等加速折旧方法。</p>
<p>进一步开放国内快递市场</p> <ul style="list-style-type: none"> 全面开放国内包裹快递市场，对符合许可条件的外资快递企业，按核定业务范围和经营地域发放经营许可。 鼓励快递企业兼并重组，完善和落实重组备案、外资并购审查等制度。加强代理和加盟企业管理，严肃查处非法经营、超范围经营、违规代理等行为。

(里兆律师事务所 2014 年 09 月 26 日编写)

<p>いては、一括で当期原価・費用に計上し税前控除を行うことを認める。100 万円を超えるものについては、60%の割合で減価償却期間を短縮し、または二倍定率法などを採用して減価償却を加速することができる。</p> <p>2. 全業種において企業が保有する単位あたりの価値が 5,000 元を超えない固定資産については、一括で当期原価・費用に計上し税前控除を行うことを認める。</p> <p>3. バイオ薬品製造業、専用設備製造業、鉄道、船舶、航空宇宙およびその他の輸送設備製造業、コンピューター、通信およびその他の電子設備製造業、計測機器メーター製造業、情報伝達、ソフトウェアおよび情報技術サービス業などの業種において企業が 2014 年 1 月 1 日以降に新規購入した固定資産については、60%の割合で減価償却期間を短縮し、または二倍定率法などの加速償却法を採用することを認める。</p>
<p>国内宅配市場の更なる開放</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内小包宅配市場を全面的に開放し、許可条件を満たす外資宅配企業に対し、認可された業務範囲および営業地域に応じて経営許可を発行する。 宅配企業の統合再編を奨励し、再編の届出、外資による買収の審査などの制度を整備、遂行する。代理および加盟企業の管理を強化し、違法経営、経営範囲の逸脱、違法代行などの行為を厳粛に取り締まる。

(里兆法律事務所が 2014 年 9 月 26 日付で作成)

● 近期反垄断执法回顾及应对策略评析

近期，中国反垄断执法机构查处了一系列垄断案件，其中对 12 家日企开出的合计 12.354 亿元人民币的罚单，更是再一次刷新了中国反垄断罚款数额的记录。如何防止遭受反垄断处罚值得企业足够重视，本文按照不同的垄断行为类型，对近期垄断案件进行分析，旨在使相关企业明确反垄断法的“雷区”，提高对垄断行为事先预防与事中应对方面的能力，从而尽可能地减少损失。

中国《反垄断法》颁布实施已满 6 周年，在近几年一件件大案中，反垄断法的巨大威力愈加受到瞩目。从白酒限制转售价格案，到液晶面板垄断案，再到上海黄金价格垄断案、奶粉价格垄断案，反垄断执法机构开出的罚单之巨一次又一次刷新记录。近日，国家发改委对日本 A 公司等 12 家零部件、轴承企业价格垄断行为开出了合计 12.354 亿元(人民币，下同)的罚单，再创反垄断处罚金额新高。回顾近期的反垄断执法，还可以发现赤峰烟草垄断案、赤峰烟花垄断案、B 汽车公司限制转售价格案、C 汽车公司经销商垄断协议案以及 D、E 汽车零部件垄断案等一系列相关案件。反垄断处罚不仅金额

● 昨今の独占禁止法執行についての回顧と対応策に関する評価分析

昨今、中国独占禁止法執行機関は一連の独占禁止法違反事件を取り締まっており、なかでも日本企業 12 社に下された計 12.354 億人民元あまりの制裁金通知書は、中国の独禁法違反による制裁金額の記録を新たに更新した。いかにして独禁法違反による制裁を回避するかは企業の注目を集めるものとなっており、本文では、企業が独占禁止法の「レッドゾーン」を把握し、独占的行為に対する未然の予防および問題が生じた際の対応能力を高めることで、損失を最小限に抑えることを目的として、独占的行為の種類に応じて、最近の独占禁止法違反事件に対する分析を行う。

中国「独占禁止法」の公布施行から既に 6 年が経過しているが、ここ数年、個々の大きな事件において、独占禁止法の威力には目を見張るものがある。白酒の再販価格規制の事件から、液晶パネルの独禁法違反事件、更に上海黄金価格の独禁法違反事件、粉ミルク価格の独禁法違反事件を経て、独占禁止法執行機関が発行する制裁金支払通知書の金額は回を追うごとに記録を更新している。先頃、国家発展改革委員会が日本の A 社など 12 の部品、ベアリング企業の価格カルテルに対しした計 12.354 億元(人民元、以下同じ)の制裁金通知書は、独禁法違反制裁金額を新たに更新するものであった。昨今の独占禁止法執行を振り返れば、赤峰

普遍较高，对于企业的市场地位、商业信誉也往往存在重大的影响，本文旨在通过对近期案件进行系统地梳理、回顾，提高企业对垄断行为事先预防与事中应对方面的能力。

根据中国《反垄断法》和具体的反垄断法执法体制，垄断行为可以分为以下三类：

垄断行为的类别	主管机构（反垄断执法机构）
① 垄断协议（包括横向垄断协议和纵向垄断协议）	①、②中与价格有关的垄断行为（价格垄断行为），由国家发改委负责查处。价格垄断行为之外的①、②类垄断行为，由国家工商总局负责查处。
② 滥用市场支配地位	国家工商总局
③ 经营者集中	国家商务部

近期，反垄断法主要集中于①、②两大类垄断行为。我们按照垄断行为的上述类别，对上述近期案件分门别类地进行分析，看看相关经营者是如何踏入反垄断法的“雷区”的。

一、反垄断法的“雷区”

（一）横向垄断协议

横向垄断协议又称为“卡特尔”，是比较常见的一种市场垄断行为。例如此次汽车行业 12 家零部件和轴承生产企业之所以受到处罚，就是因为达成并实施了横向垄断协议。除此之外，湖北省物价局日前对 4 家 C 汽车公司经销商的处罚和内蒙古查处的赤峰烟花垄断案，也都属于横向垄断协议。

对于“垄断协议”，《反垄断法》的定义是“排除、限制竞争的协议、决定或者其他协同行为”。如果达成垄断协议的经营者之间处于同一经济层次上，相互之间存在的是竞争关系，那么该协议就被称作“横向垄断协议”。例如生产汽车零部件的 8 家企业之间、生产汽车轴承的 4 家企业之间、经销 C 公司汽车的 4 家经销商之间等等，都是横向经济层次上的竞争关系。他们之间达成的有关于商品价格的协议（不论是上涨、下跌抑或维持不变）极易构成横向垄断协议而受到处罚。例如近期受到处罚的 4 家日本轴承企业，就是因为定期、不定期地组织各种“研究会”或“出口市场会”相互交换中国市场工业用轴承和汽车用轴承的涨价时机、幅度、产销量以及涨价实施情况等敏感信息。

烟草的独禁法違反事件、赤峰花火の独禁法違反事件、B 自動車会社の再販価格規制事件、C 自動車会社の代理店独占契約事件および D、E 自動車部品の独禁法違反事件などの一連の関連事件が思い出される。独禁法違反による制裁は金額が一般的に高いだけでなく、企業の市場における地位、商業上の信用にも往々にして大きな影響を及ぼすため、本文では、企業の独占的行為に対する未然の予防と問題が生じた際の対応能力を高めることを目的として、最近の事件を体系的に整理した。

中国「独占禁止法」および中国の具体的な独占禁止法執行体制によれば、独占的行為は以下の三つに分けられる。

独占的行為の種類	主管機構（独占禁止法執行機関）
① 独占的協定（水平型協定と垂直型協定が含まれる）	①、②において価格に関する独占的行為（価格独占行為）については、国家發展改革委員会が取り締まる。
② 市場における支配的な地位の濫用	価格独占行為を除く①、②の独占的行為については、国家工商総局が取り締まる。
③ 事業者集中	国家商務部

昨今の独占禁止法執行は主に①、②の独占的行為に集中している。筆者は独占的行為に関する上記分類に基づき、前述した最近の事件について分類分析を行い、関連事業者がいかにして独占禁止法の「レッドゾーン」に踏み入れたかを検討してみる。

一、独占禁止法の「レッドゾーン」

（一）水平型独占的協定

水平型協定は「カルテル」とも呼ばれ、よく見られる市場の寡占行為である。たとえば、今回の自動車業界 12 社の部品およびベアリングメーカーが制裁を受けた理由は、水平型協定に合意し実施したことにある。この他、湖北省の物价局が先頃、C 自動車会社の代理店 4 社に対して行った制裁および内蒙古で取締りを受けた赤峰花火の独禁法違反事件は、いずれも水平型協定に該当する。

「独占的協定」について、「独占禁止法」における定義は「競争を排除し、制限するための協定、決定あるいはその他の協調的行為」とされている。独占的協定に合意した事業者の間が同一の経済レベルにあり、相互に競争関係が存在する場合、当該協定は直ちに「水平型独占的協定」と呼ばれる。例えば、自動車部品を製造する企業 8 社、自動車ベアリングを製造する企業 4 社、C 社の自動車の取次販売を行う販売店 4 社の間などは、いずれも水平型経済的次元において競争関係がある。それら間で合意した商品価格に関する協定（値上げ、値下げあるいは現状維持を問わず）は容易に水平型協定を構成し制裁を受ける。例えば、最近制裁を受けた日本のベアリング企業 4 社については、定期、不定期に各種の「研究会」または「輸出市場会」を開催して、中国市場の工業用ベアリングと自動車用ベアリングの値上げ時期、上げ幅、生産販売量および値上げの実施状況などの微妙な情報について相互に意見交換を行っていたことに起因している。

除了价格之外，有关于限制商品生产或销售数量、分割销售或采购市场、联合抵制交易的协议，根据《反垄断法》第十三条的规定也属于横向垄断协议。

（二）纵向垄断协议

与横向垄断协议所不同的是，不同经济层次的经营者之间（相互间大多是供应商和采购商的关系）签订的垄断协议被称为纵向垄断协议，其最主要的表现形式是“固定向第三人转售商品价格或限定转售的最低价格”。去年被处罚款合计 4.49 亿元的茅台五粮液案就属于纵向垄断协议，近期被调查的 B 汽车公司垄断案中，B 公司限定整车转售价格、限定 4S 店零配件和保养费用的行为，也构成了反垄断法所禁止的纵向垄断协议行为。

对于上述各种垄断行为，《反垄断法》规定的法律责任是：停止违法行为，没收违法所得，并处上一年度销售额 1%以上、10%以下的罚款。需要注意的是，此处罚款计算的基数是“销售额”而非营业收入或利润，所以对于一些利润率比较低的行业来说，很可能因为一次反垄断处罚就使一整年的经营成果付之东流。

（三）滥用市场支配地位

内蒙古工商行政管理局下达的内工商处罚字[2014]002 号处罚决定书以“滥用市场支配地位，没有正当理由搭售商品”作为理由对内蒙古自治区烟草公司赤峰市某公司（以下简称“赤峰烟草公司”）进行了处罚。在该案中，赤峰烟草公司利用法律赋予的烟草独占经营的垄断地位，在对下级经销商供货过程中，将平销烟与畅销烟进行捆绑销售，破坏了市场的自由竞争秩序。

在本类案件中，反垄断执法机关认定企业构成“滥用市场支配地位”需要经过三个环节：

第一，企业拥有市场支配地位，即《反垄断法》第十七条所规定的“在相关市场内具有能够控制商品价格、数量或者其他交易条件，或者能够阻碍、影响其他经营者进入相关市场能力的市场地位”，企业在相关市场上市场份额的大小是判定的重要因素。在赤峰烟草垄断案中，由于赤峰烟草公司基于法律对烟草专卖权的规定，在当地拥有 100%的市场占有率，因而被认定为具有市场支配地位。

第二，企业做出了可能被认定为滥用市场支配地位的行为，即《反垄断法》第十七条所规定的七种行为。这些行为的认定是比较客观的，执法机构

价格以外でも、商品の生産または販売量の制限、販売または仕入市場の分割、共同での取引排斥に関する協定があり、「独占禁止法」第十三条の規定によれば、やはり水平型協定に該当する。

（二）垂直型独占的協定

水平型協定と異なり、経済レベルの異なる事業者間（相互の間の大多数は供給業者と仕入業者の関係）で締結した独占的協定は垂直型協定と呼ばれ、その主な表現形式は、「第三者への商品再販価格の固定又は再販時の最低価格の制限」である。昨年制裁金額の合計が 4.49 億円となったマオタイ五粮液事件は正に垂直型協定に該当し、最近調査を受けた B 自動車会社の独禁法違反事件においては、B 社が完成車再販価格を制限し、4S 店の部品および保守費用を制限した行為は、独占禁止法で禁じる垂直型独占的協定行為を構成している。

上述の各種独占的行為に対し、「独占禁止法」に定められた法的責任は、違法行為の停止、違法所得の没収の上、全年度売上高の 1%以上 10%以下の過料である。注意すべきは、ここでの制裁金額を計算する基数は「売上高」であり、営業利益または純利益ではないことである。このため、利益率の低い業種にとっては、一度の独禁法違反による制裁により年間の営業成果がふいになることも十分に考えられる。

（三）市場における支配的な地位の濫用

内蒙古工商行政管理局による内工商处罚字[2014]002 号の处罚決定書は、「市場における支配的な地位を濫用して、正当な理由なく商品の抱合せ販売を行った」ことを理由に内蒙古自治区のタバコ会社である赤峰市のある会社（以下「赤峰煙草公司」という）を处罚した。当該事件において、赤峰煙草公司是法律で付与された煙草の独占經營という独占的地位を利用して川下の取次販売店に対する商品供給過程において、一般的なタバコと人気のあるタバコとをセットにして販売し、市場の自由競争秩序を破壊した。

この種の事件において、企業が「市場における支配的な地位の濫用」を構成していると独占禁止法執行機関が認定するには、三つの段階を経る必要がある。

第一に、企業が市場における支配的な地位、即ち「独占禁止法」第十七条で定める「関連市場において商品価格、数量またはその他の取引条件をコントロールでき、またはその他の事業者の関連市場への参入を阻害し、影響を及ぼすことのできる能力を備える市場地位」にあることで、企業の関連市場における市場占有率の大小が判定の重要要素となる。赤峰煙草独禁法違反事件において、赤峰煙草公司是法律のタバコ専売権に関する規定に基づき、現地で 100%の市場占有率を有していたため、市場における支配的な地位にあると認定された。

第二に、企業が市場における支配的な地位の濫用と認定される行為、即ち「独占禁止法」第十七条で定める 7 種の行為を行っていることである。これらの行為の認

主要是通过掌握的各种事实、证据来进行认定。例如上述案例中赤峰烟草公司将平销烟与畅销烟进行捆绑销售的行为，即违反了《反垄断法》第十七条第五项关于“没有正当理由搭售商品，或者在交易时附加其他不合理的交易条件”的禁止性规定。

第三，企业的该种行为没有合理的理由，才会被认定为“滥用”。以上述捆绑销售为例，将平销烟与畅销烟进行捆绑，缺乏例如“对产品本身的性能提高有利”或“遵从商业惯例”等合理理由，因此被认定为“滥用”行为。

二、企业如何防“触雷”

回顾中国的反垄断执法情况，尚无企业在受到反垄断处罚决定之后，依据《反垄断法》第五十三条的规定，通过行政复议或诉讼的方式得以“翻案”的先例。因此为了规避反垄断处罚所造成的重大损失，企业目前主要应从“事先预防”和“事中应对”两个方面加强应对。

（一）事前预防：加强对反垄断合规的重视

从事先预防的角度看，企业应重视开展反垄断合规工作。反垄断法立法的技术性比较强，又涉及到市场经营行为的方方面面，加之其颁布实施的时间并不是很长、实际查处的案件并不是很多，所以很多企业对抗垄断法律制度的熟悉程度并不如公司法等传统法律。在这种情况下，企业往往在日常经营中疏于进行反垄断合规，从而导致一旦受到反垄断执法机构的调查，就几乎难以免受反垄断罚款的结局。

因此，开展反垄断合规工作作为釜底抽薪之计，应当受到作为市场经营者的企业的足够重视。不论是企业的单方经济行为，例如制定价格、设定交易条件、搭售，还是企业与其他市场经营者之间的双方经济行为，例如以各种联合行动为内容的合同或是其他有关市场竞争状况的约定，都应该在达成之前进行反垄断的合规工作，提前识别并规避反垄断法律风险。相对于事中和事后处理，事前防范不仅成本低，而且效率高、效果好。

（二）事中应对：注意运用各种相关制度

如果企业已经开始受到反垄断执法机构的调查，也应该采取积极的策略来应对，以求尽可能地

定はやや客観的であり、法執行機関は主に把握した各種事実、証拠を通じて認定を行う。例えば上述の事件において赤峰煙草会社が一般的なタバコと人気のあるタバコとをセットにして販売した行為は、「独占禁止法」第十七条第五項の「正当な理由なく商品の抱合せ販売を行い、または取引の際にその他の不合理な取引条件を付加する」という禁止規定に違反している。

第三に、企業のこの種の行為に合理的な理由がない場合にはじめて「濫用」と認定される。上述のセット販売を例にすれば、一般的なタバコと人気のあるタバコとをセットにすることは、例えば「製品本来の性能を高めるに有利」または「商業慣例に適う」などの合理的な理由に欠けており、このため「濫用」行為と認定された。

二、企業はいかにして「レッドゾーンに踏み入れる」ことを防ぐか

中国の独占禁止法執行状況を振り返れば、企業が独占禁止の制裁決定を受けた後で、「独占禁止法」第五十三条の規定に基づき、行政不服審査または訴訟を通じて「決定を覆した」前例は未だ存在しない。このため、独占禁止の制裁により生じる重大な損失を回避するためには、企業は現在のところ主として「未然の予防」と「問題が生じた中での対応」の二つの面から対応を強化しなければならない。

（一）未然の予防：独占禁止へのコンプライアンスを重視強化する

未然に予防するとの観点から、企業は独占禁止に関するコンプライアンス作業を重視しなければならない。独占禁止法立法の技術的専門性が高く、市場経営行為の様々な面にかかわり、加えてその公布施行からの時間は浅く、実際に取締りを行った事件は少ないため、多くの企業は独占禁止法律制度に対する認識の度合いは会社法などの伝統的な法律には及ばない。このような状況では、企業は往往にして日常経営において独占禁止に関するコンプライアンスを疎かにしてしまうため、一度独占禁止法執行機関の調査を受ければ、独禁法違反による制裁金を科せられる結果を回避できないようである。

このため、独占禁止コンプライアンス作業の実施は抜本的な対策として、市場事業者である企業から十分に重視されるべきである。企業の一方的な経済行為であるかを問わず、例えば価格の制定、取引条件の設定、抱合せ販売は、やはり企業とその他の市場事業者双方間の経済行為であり、例えば各種の協調的行動を内容とする契約あるいはその他の市場競争状況に関する取決めについては、いずれも合意前に独占禁止に関するコンプライアンス作業を行い、独占禁止法のリスクを事前に判別し回避するべきである。過程および事後における処理と比べ、未然の予防はコストが低いだけでなく、効率も高く、効果も良好である。

（二）問題が生じた中での対応：各種関連制度の運用に注意する

企業が既に独占禁止法執行機関による調査を受けている状況においても、積極的な策をもって対応し、これ

减少因此造成的损失。这其中首要的一点是把握这样一个度：既要向反垄断执法机构表明积极配合的态度，又不宜过分暴露己方的不利事实。除此之外，在接受调查到处罚决定作出之前的这段时间里，企业应当注意运用“宽恕制度”、“承诺制度”和“申辩权”等制度通道或权利来尽量降低损失。

宽恕制度，根据《反垄断法》第四十六条第二款规定，是指“经营者主动向反垄断执法机构报告达成垄断协议的有关情况并提供重要证据的，反垄断执法机构可以酌情减轻或者免除对该经营者的处罚”。本次发改委对 12 家日企作出的处罚中，有企业就是因为“第一家主动报告达成垄断协议有关情况并提供重要证据”而被免除处罚，对于“第二家主动报告达成垄断协议有关情况并提供重要证据”的企业，以及其他违法情节相对较轻的企业，发改委也都酌情予以从轻处罚。

承诺制度，是指根据《反垄断法》第四十五条的规定，在经营者承诺在一定期限内采取具体措施消除涉嫌垄断行为后果的条件下，反垄断执法机构可以决定中止调查。经营者履行承诺的，则反垄断执法机构可以决定终止调查。

申辩权，是指依据《行政处罚法》第三十一条、第三十二条，当事人所依法享有的向行政机关进行陈述和申辩的权利。在上文的 12 家日企垄断案中，A 公司提出了书面陈述申辩材料，表示其“以前提交的上年度销售额数据中，将两家合资公司的销售额全部合并计入，现根据会计准则，要求按照合资公司归属 A 公司的权益对销售额进行部分修正”。发改委认为上述申辩符合法律规定并予以采纳，将对 A 公司的罚款由告知书的 3.4272 亿元调减至决定书的 2.904 亿元。

结语：我们预计，今后中国的反垄断执法力度不会减弱，如何规范自身经营行为并应对可能遇到的反垄断调查，是一个值得所有企业注意的问题。企业应通过熟悉相关法律制度，聘请专业人士进行反垄断业务培训，强化经营过程中的反垄断意识，以期达到既能够消除垄断隐患，又不影响正常商业运营的目的。

（里兆律师事务所 2014 年 09 月 26 日编写）

による損失をできる限り抑える必要がある。このような状況においては第一に一つの原則を定めなければならない、独占禁止法執行機関に対し積極的に協力する態度を示す必要はあるとしても、自己に不利となる事実を過度に開示することは望ましくない。この他、調査を受けてから制裁決定が下されるまでの間、企業は「減免制度」、「承諾制度」および「弁明権」などの制度方法または権利を利用して損失を最小限に抑えるよう注意しなければならない。

減免制度とは、「独占禁止法」第四十六条第二項の規定によれば、「事業者が自発的に独占禁止法執行機関に対し独占的協定の合意に関する関連状況を報告し、併せて重要証拠を提供した場合、独占禁止法執行機関は情状を酌量し当該事業者に対する制裁を軽減または免除することができる」ことを指す。この度発展改革委員会が日本企業 12 社に対し下した制裁において、ある企業は正に「第一に自発的に独占的協定の合意に関する関連状況を報告し、併せて重要証拠を提供した」企業であったため、制裁を免除された。「第二に自発的に独占的協定の合意に関する関連状況を報告し、併せて重要証拠を提供した」企業、およびその他の違法状況が相対的に軽い企業についても、発展改革委員会は情状酌量の上、軽めの制裁を行っている。

承諾制度とは、「独占禁止法」第四十五条の規定によれば、事業者が一定期間内に具体的な措置を講じて独占的行為の疑いがある状況を除去することを承諾した前提において、独占禁止法執行機関は調査の中止を決定できることを指す。事業者が承諾を履行した場合、独占禁止法執行機関は調査の終了を決定することができる。

弁明権とは、「行政处罚法」第三十一条、第三十二条によれば、当事者が法に従って享受する行政機関に対し説明と弁明を行う権利を指す。上述の日本企業 12 社の独禁法違反事件において、A 社は書面の説明弁明資料を提出し、「以前提出した前年度売上高データにおいては、二つの合併会社の売上高が全て計上されていたが、会計準則に基づき、合併会社の A 社に帰属する権益に照らして売上高を部分的に修正する」ように求めた。発展改革委員会は上記弁明が法律の規定に合致していると判断した上で採用し、A 社に対する制裁金を告知書の 3.4272 億元から決定書の 2.904 億元へと減額調整した。

まとめ：筆者の推測では、今後の中国における独占禁止法執行への注力は緩むことはないと思われ、いかにして自らの経営行為を規範化し、遭遇するかもしれない独占禁止調査に対応するかは、全ての企業が留意すべき問題であると考えられる。企業は関連法律制度を把握し、専門家を招聘して独占禁止に関する業務研修を行うことで、経営過程における独占禁止に対する意識を強化し、これにより独占禁止に関する潜在問題を取り除き、正常なビジネス運営に影響を及ぼさないとの目的の達成を目指す必要がある。

（里兆法律事務所が 2014 年 9 月 26 日付で作成）